

職員の懲戒処分について（平成28年9月教育委員会議定例会）（議案第20号関係）

No.	No.1
処分年月日	H28. 9. 12
処分の種類	減給3月
処分の理由	<p>児童に対する体罰</p> <p>(事件・事故の概要) 被処分者は、次の体罰を行った。</p> <p>(1) 平成28年7月12日の体罰行為 午後3時頃、体育の授業中、男子児童1名に対して、自らの話を聞いていないことを注意しようと、履いていた靴を児童の足元に向かって投げ、その後さらに、児童の態度に感情的になり、立っていた当該児童の後ろから臀部を右足で蹴った。児童がその場よろめいて座り込み、さらに横になったところに靴を脱いで臀部を右足で2度蹴った。</p> <p>(2) その他の体罰行為 ① 現任校での行為 ア 平成28年4月～平成28年7月 ・ 担任している男子児童2名の頭を計3回叩いた。 ・ 担任している男子児童4名、女子児童3名に対して、授業中に計7回程度、靴を児童に向けて足で飛ばし、飛ばした靴が児童に当たることがあった。 ・ 担任している男子児童4名、女子児童5名に対して、10回から15回程度チョークや手ぬぐいを児童に向けて投げた。 イ 平成28年度5月～平成28年度7月 ・ 担任している男子児童4名、女子児童5名に対して、週に2、3回男子児童の臀部や女子児童のふくらはぎを叩いた。 ② 過去の勤務校での行為 ア 平成8年度 ・ 県南教育事務所管内の小学校に在任中、担任している男女複数名の児童の臀部を、月に2、3回叩いた。 イ 平成20年度 ・ 県南教育事務所管内の小学校に在任中、担任している男女3、4名の児童の臀部を月に2、3回叩いた。 ウ 平成24年度 ・ 県南教育事務所管内の小学校に在任中、校内の複数学年の男女5名程度の児童の臀部を年に5、6回叩いた。 エ 平成27年度 ・ 県南教育事務所管内の小学校に在任中、担任している男女複数名の児童に対し、月に2、3回チョークや手ぬぐいを投げた。3学期には靴を飛ばして児童に当てた。また、担任している学級的女子児童1名の右の太腿を平手で叩いた。</p> <p>これらは、学校教育法第11条ただし書の規定により禁止されている体罰に該当する行為である。</p>

事 件 発 生 年 月 日	平成8年度、平成20年度、平成24年度、平成27年度、平成28年4月～7月
被 処 分 者 の 年 齢	52歳
被 処 分 者 の 性 別	男性
被 処 分 者 の 所 属	小学校
被 処 分 者 の 職	教諭
備 考	中部教育事務所管内

【教職員課 人材育成担当（内6120）】